

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和2年度第1回武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会
開 催 日 時	令和2年8月7日(金) 午前10時00分～午前10時36分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：石井会長、榎本委員、小峯委員、波多野委員、比留間委員 欠 席 者：なし 事 務 局：文書法制課長、文書法制課係長(法務係)、文書法制課主任 (法務係)
報 告 事 項	(1) 平成30年度及び令和元年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について (2) その他
議 題	議題(1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について 議題(2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1) 委員の互選により会長は石井委員に決定し、会長の指名により職務代理者は榎本委員に決定した。 議題(2) 議題なし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局等)	<p>● 令和2年度第1回武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。</p> <p>本来であれば、武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第2項の規定に基づき、会長に議事を進行していただくこととなりますが、同条第1項による会長の互選がまだされておりませんので、互選が終了するまでの間、事務局の方で会議の進行をさせていただきます。</p> <p>議題 (1) 「武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について」</p> <p>● 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第1項において審査会の会長は委員の互選により選任すること、また、同条第3項において会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することが規定されています。</p> <p>それでは、会長の互選を行いたいと存じます。 各委員より意見等はございませんでしょうか。</p> <p>○ 引き続き、石井委員にお願いしたいと思います。</p> <p>● 会長を石井委員とすることについて、異議はございますか。</p> <p>○ 異議なし。</p> <p>● それでは、会長は石井委員に決定します。 次に、会長より職務代理者を指名してください。</p> <p>○ 職務代理者には、榎本委員を指名します。</p> <p>● 職務代理者を榎本委員とすることについて、異議はございますか。</p> <p>○ 異議なし。</p> <p>● 会長に石井委員が互選され、職務代理者に榎本委員が指名されました。会長から御挨拶をいただき、この後の議事進行をお願いしたいと存じます。</p>

【報告事項】

(1) 「平成30年度及び令和元年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について」

○ 事務局に説明を求めます。

【説明要旨】

● 報告事項(1)「平成30年度及び令和元年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について」、御説明申し上げます。

次第の1ページから4ページまでを御覧ください。1ページから2ページまでを1「公文書開示請求の処理状況等」、3ページから4ページまでを2「保有個人情報開示請求の処理状況等」として、平成30年度及び令和元年度の状況をそれぞれ表にまとめさせていただいております。

まず、1「公文書開示請求の処理状況等」について、御説明申し上げます。

平成30年度の公文書の開示請求件数につきましては、合計で24件、内訳といたしましては、公文書の全部開示決定を表す「開示決定」が6件、「一部開示決定」が18件となっており、「非開示決定」はありませんでした。

次に、令和元年度の公文書の開示請求件数については、合計で25件、内訳といたしましては、公文書の全部開示決定を表す「開示決定」が5件、「一部開示決定」が16件、「非開示決定」は4件となっております。なお、非開示の内訳につきましては、武蔵村山市情報公開条例第8条第2号によるものが1件、不存在によるものが3件でございます。

工事内訳書に記載された単価の掲載元につきましては、平成30年度までは、事業者が販売している書籍に掲載されている情報であることから、開示すると事業者に不利益を与えるものと考え、第8条第3号を適用しておりましたが、令和元年度からは、予定価格を類推されるおそれの方がより適当と判断し、根拠を第8条第5号に改めております。

開示請求の内容、開示した公文書の名称等、詳細につきましては、資料1の「平成30年度及び令和元年度公文書開示請求の内容及び処理状況」を御確認ください。

次に、2「保有個人情報開示請求の処理状況等」について、御説明申し上げます。

平成30年度の保有個人情報の開示請求件数につきましては、合計で28件、内訳といたしましては、保有個人情報の全部開示決定を表す「開示決定」が14件、「一部開示決定」が14件となっており、「非開示決定」はありませんでした。

最後に、令和元年度の保有個人情報の開示請求件数についてですが、合計で40件、内訳といたしましては、保有個人情報の全部開示決定を表す「開示決定」が18件、「一部開示決定」が21件、「非開示決定」が1件でございます。なお、非開示の内訳は、不存在が1件となっております。

令和元年度につきましては、資料2「平成30年度及び令和元年度

保有個人情報開示請求の内容及び処理状況」の3ページ、5番で、故人の親族からの請求が1件ございました。武蔵村山市個人情報保護条例では、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報の開示の請求を認めています。死者の個人情報については、本人による請求が不可能なことから、請求者自身の個人情報と考えられる情報及び社会通念上請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報を自己の個人情報に含むものとして扱っております。本件につきましては、死者である被相続人から相続した財産に関する情報を請求したもので、請求者自身の個人情報と考えられる情報と判断し、処理しました。なお、本件の請求に際しては、免許証及び法定相続情報の提出を受け、相続人であることを確認の上、開示しております。

開示請求及び開示した保有個人情報の内容等、詳細につきましては、資料2の「平成30年度及び令和元年度保有個人情報開示請求の内容及び処理状況」を御確認ください。

説明につきましては、以上でございます。

【主な意見等】

特になし。

(2) その他

- 事務局に説明を求めます。
- 特にありません。

【主な意見等】

特になし。

議題(2) 「その他」

- 事務局に説明を求めます。

【説明要旨】

- 榎本委員よりいただきました個人情報保護法の改正に関する情報について、市の個人情報保護条例とどのような関係があるのか御説明いたします。

個人情報保護法は基本法として存在しておりまして、その下にそれぞれの団体が順守すべき法律等が存在します。基本法である個人情報保護法の第1章から第3章までのほか、地方公共団体については、各自治体が定める個人情報保護条例が、行政機関については、行政機関個人情報保護法が、独立行政法人については独立行政法人個人情報保護法が、民間については、個人情報保護法第4章以下が適用されます。

今回、提供された情報は、民間事業者を規律する個人情報保護法が改正されたというものです。いくつか要点を御説明いたします。

まず、個人情報の利用停止、消去等の請求権について、不正取得等、一部の法令違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも可能となるよう要件が緩和されました。

次に、保有個人情報のデータの開示方法について、原則として紙の状態に交付するものとされていたところ、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようになりました。市の条例では、電磁的記録による交付も行われていますので、国の規定が追いついたという

	<p>こととなります。</p> <p>次に、違法又は不当な行為を助長する等の不適當な方法により個人情報を利用してはならない旨が明確化されました。これは、以前に破産者マップという、破産した者の情報をネット上で公開された事件がありましたが、こういったことをしてはならないと明確化されたものです。</p> <p>次に、イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した仮名加工情報というものが創設され、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応の義務が緩和されました。</p> <p>企業で個人情報が分からないように加工したオープンデータの活用を促進するため、保有個人情報の開示・利用停止請求について、仮名加工情報については除くとされたものです。</p> <p>市ではどのようになっているか申し上げますと、名称は変わりますが、個人情報が分からないように加工された非識別加工情報というものが存在します。こちらについては、本市の条例には盛り込まれておりません。現在、本市だけでなく、東京都及び東京都下の自治体では、非識別加工情報について条例に盛り込まれていないことから、武蔵村山市個人情報保護審議会の意見を聞きながら、今後検討していきたいと考えています。</p> <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非識別加工情報については、具体的な改正段階ではなく、審議会の意見を聞きながら検討していく段階ということでしょうか。 ● 国では、既に非識別加工情報に関する規定がありますが、東京都を含めた地方自治体では、条例に盛り込めておらず、検討段階です。 ○ 以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。 これで、令和2年度第1回武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。 <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	--

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>傍聴者： _____ 0 人</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>(_____)</p>
--------------------	--

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： _____)</p>
---------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>総務部 文書法制課 (内線：385)</p>
--------------	---------------------------